

出入国管理法出入国管理及び難民認定法	1
第一章 総則	1
第二章 入国及び上陸	6
第一節 外国人の入国	6
第二節 外国人の上陸	6
第三章 上陸の手續	9
第一節 上陸のための審査	9
第二節 口頭審理及び異議の申出	14
第三節 仮上陸等	16
第四節 上陸の特例	18
第四章 在留及び出国	23
第一節 在留	23
第一款 在留中の活動	23
第二款 中長期の在留	24
第二節 在留資格の変更及び取消し等	35
第三節 在留の条件	40
第四節 出国	46
第五章 退去強制の手續	48
第一節 違反調査	48
第二節 収容等 第三節 収容	50
第三節 審査、口頭審理及び異議の申出	52
第四節 退去強制令書の執行	57
第五節 容疑者収容許可状等の失効による放免及び仮放免 第五節 仮放免	60
第五章の二 出国命令	62
第六章 船舶等の長及び運送業者の責任	63
第六章の二 事実の調査	65
第七章 日本人の出国及び帰国	65
● 第七章の二 難民の認定等	65
第八章 補則	74
第九章 罰則	84
附則	92

○新設 ●削除 △一部改正

出入国管理法~~出入国管理及び難民認定法~~

第一章 総則

△第一条（目的）

~~出入国管理法~~~~出入国管理及び難民認定法~~は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図る~~とともに、難民の認定手続を整備すること~~を目的とする。

△第二条（定義）

~~出入国管理法~~~~出入国管理及び難民認定法~~及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 削除

二 外国人 日本国籍を有しない者をいう。

三 乗員 船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗組員をいう。

~~三の二 難民 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。~~

四 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書

六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書をいう。

七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。

ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。

八 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。

九 運送業者 本邦と本邦外の地域との間において船舶等により人又は物を運送する事業を営む者をいう。

十 入国審査官 ~~第六十一条の二~~~~第六十一条の三~~に定める入国審査官をいう。

十一 主任審査官 上級の入国審査官で出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。

う。

十二 特別審理官 口頭審理を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

~~十二の二 難民調査官 第六十一条の三第二項第二号（第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二條の四第二項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。~~

十三 入国警備官 ~~第六十一条の三~~第六十一条の三の二に定める入国警備官をいう。

十四 違反調査 入国警備官が行う外国人の入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査をいう。

十五 入国者収容所 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条に定める入国者収容所をいう。

十六 収容場 第六十一条の六に定める収容場をいう。

△第二条の二（在留資格及び在留期間）

本邦に在留する外国人は、~~出入国管理法~~~~出入国管理及び難民認定法~~及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度

専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。) 以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。

第二条の三（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針）

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項
- 二 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項
- 三 前号の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項
- 四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3 法務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二条の四（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針）

法務大臣は、基本方針にのつとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣（以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。）と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならない。

2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項
- 三 第一号の産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項
- 四 第一号の産業上の分野における第七条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

- 3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めようとするときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。

第二条の五（特定技能雇用契約等）

別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
- 2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。
- 3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約（第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
 - 二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画（第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施
- 4 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私の機関（当該機関が法人である場合においては、その役員を含む。）が、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。
- 5 特定技能所属機関（第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみな

す。

- 6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「一号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七条第一項第二号及び同款において「一号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。
- 7 一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。
- 8 一号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
- 9 法務大臣は、第一項、第三項、第六項及び前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第二章 入国及び上陸

第一節 外国人の入国

△第三条（外国人の入国）

次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。

- 一 有効な旅券を所持しない者（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）
- 二 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可（難民等の保護に関する法律（令和三年法律第 号。以下「難民等保護法」という。）第十二条第四項前段及び第五項の規定による許可を含む。以下「上陸の許可等」という。）を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）
- 2 本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第二節 外国人の上陸

第四条 削除

△第五条（上陸の拒否）

次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百

十四号)に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第七条において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

二 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの

三 貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。

五 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議(以下「国際競技会等」という。)の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は[出入国管理法](#)[出入国管理及び難民認定法](#)の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区)の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの

六 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に定める麻薬若しくは向精神薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に定める大麻、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に定めるけし、あへん若しくはけしがら、覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に定める覚醒剤若しくは覚醒剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者

七 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことのある者(人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。)

七の二 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に定める銃砲若しくは刀剣類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）に定める火薬類を不法に所持する者

九 次のイからニまでに掲げる者で、それぞれ当該イからニまでに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

ロ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことの無いもの 退去した日から五年

ニハ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（ロに掲げる者を除く。） 退去した日から十年

ホニ 第五十五条の三第一項の規定による出国命令により）者 出国した日から一年

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの

十 第二十四条第四号オからヨまでのいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者

十一 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十二 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

- イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体
 - ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体
 - ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体
- 十三 第十一号又は前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者
- 十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 2 法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人が前項各号のいずれにも該当しない場合でも、その者の国籍又は市民権の属する国が同項各号以外の事由により日本人の上陸を拒否するときは、同一の事由により当該外国人の上陸を拒否することができる。

第五条の二（上陸の拒否の特例）

法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第三章 上陸の手続

第一節 上陸のための審査

△第六条（上陸の申請）

- 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は難民等保護法第二十六条第一項第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。
- 2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。
- 3 前項の申請をしようとする外国人は、入国審査官に対し、申請者の個人の識別のために用いられる法務省令で定める電子計算機の用に供するため、法務省令で定めるところにより、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識す

ることができない方式をいう。以下同じ。)によつて個人識別情報(指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)
- 二 十六歳に満たない者
- 三 本邦において別表第一の一の表の外交の項又は公用の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者
- 四 国の行政機関の長が招へいする者
- 五 前二号に掲げる者に準ずる者として法務省令で定めるもの

△第七条(入国審査官の審査)

入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は~~難民等保護法第二十六条第一項第六十一条の二の十二第一項~~の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。
- 二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動(二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。)又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位(永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。)を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。)
- 三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。
- 四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと(第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由に

よつて同項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。）。

- 2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまで又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号に掲げる活動を行おうとする外国人は、前項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条第一項に規定する在留資格認定証明書をもつてしなければならない。
- 3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 4 入国審査官は、第一項の規定にかかわらず、前条第三項各号のいずれにも該当しないと認める外国人が同項の規定による個人識別情報の提供をしないときは、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審理官に引き渡さなければならない。

第七条の二（在留資格認定証明書）

法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を交付することができる。

- 2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれを行うことができる。
- 3 特定産業分野（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。
- 4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとする。
- 5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるときについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは「不足する」と、前二項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

第八条（船舶等への乗込）

入国審査官は、第七条第一項の審査を行う場合には、船舶等に乗込込むことができ

る。

△第九条（上陸許可の証印）

入国審査官は、審査の結果、外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

- 2 前項の場合において、第五条第一項第一号又は第二号の規定に該当するかどうかの認定は、厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官の指定する医師の診断を経た後にしなければならない。
- 3 第一項の証印をする場合には、入国審査官は、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定し、旅券にその旨を明示しなければならない。ただし、当該外国人が第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は難民等保護法第二十六条第一項第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者である場合は、この限りでない。
- 4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。
 - 一 第八項の規定による登録を受けた者（同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。）であること。
 - 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。
- 5 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人について前項の規定による記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならない。
- 6 第一項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録をする場合を除き、入国審査官は、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審理官に引き渡さなければならない。
- 7 外国人は、第四節 又は難民等保護法第十二条に特別の規定がある場合を除き、第一項、第十条第十三項第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。
- 8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）の

いずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の記録をすることができる。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

ロ ~~難民等保護法第二十六条第一項第六十一条の二の十二第一項~~の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者

ハ 次の（１）から（４）までのいずれにも該当する者

- （１） 本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること（イに該当する者を除く。）。
- （２） 第一項、~~第十条第十三項~~~~第十条第八項~~若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上であること。
- （３） 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。
- （４） その他出入国の公正な管理に必要なものとして法務省令で定める要件に該当する者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時ににおいて、第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第九条の二（特定登録者カード）

出入国在留管理庁長官は、前条第八項第一号ハに該当する外国人について同項の規定による登録をする場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させるものとする。

２ 特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域

二 特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

３ 特定登録者カードには、法務省令で定めるところにより、前条第八項の規定による登録をした外国人の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該外国人から提供された写真を利用することができる。

４ 前二項に規定するもののほか、特定登録者カードの様式その他特定登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

５ 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項及び第三項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方式により記録することができる。

- 6 特定登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者カードの交付を受けた外国人が所持する旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経過するまでの期間とする。
- 7 特定登録者カードの交付を受けた外国人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができる。
 - 一 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失ったとき。
 - 二 特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録が毀損したとき。
- 8 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カードを交付させるものとする。この場合における第六項の規定の適用については、同項中「その交付の日」とあるのは「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人に対し第一項の規定により特定登録者カードが交付された日」と、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人」とあるのは「当該外国人」とする。

第二節 口頭審理及び異議の申出

△第十条（口頭審理）

特別審理官は、第七条第四項又は第九条第六項の規定による引渡しを受けたときは、当該外国人に対し、速やかに口頭審理を行わなければならない。

- 2 特別審理官は、口頭審理を行つた場合には、口頭審理に関する記録を作成しなければならない。
- 3 当該外国人又はその者の出頭させる代理人は、口頭審理に当つて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。
- 4 当該外国人又はその代理人は、法務省令で定めるところにより、口頭審理が終了するまでの間、特別審理官に対し、当該外国人の引渡しの理由を記載した書面その他の関係書類の閲覧（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五十七条第九項において同じ。）にあつては、記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧）又は当該関係書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、特別審理官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 5 特別審理官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類を提出した入国審査官の意見を聴かなければならない。ただし、特別審理官が、その必要がないと認めるときは、この限りで

ない。

6 特別審理官は、第四項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

7 第四項の規定による交付を受ける当該外国人又はその代理人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

8 特別審理官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

9-4 当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を口頭審理に立ち合わせることができる。

1 0-5 特別審理官は、職権に基づき~~基き~~、又は当該外国人の請求に基き、法務省令で定める手続により、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。

1 1-6 特別審理官は、口頭審理に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

1 2-7 特別審理官は、口頭審理の結果、第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人が、第六条第三項各号のいずれにも該当しないと認定したときは、当該外国人に対し、速やかにその旨を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。ただし、当該外国人が、特別審理官に対し、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供したときは、この限りでない。

1 3-8 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人（第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人にあつては、第六条第三項各号のいずれかに該当すると認定した者又は特別審理官に対し法務省令で定めるところにより電磁的方式によつて個人識別情報を提供した者に限る。第十五項~~第十項~~において同じ。）が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

1 4-9 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

1 5-1-0 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していないと認定したときは、その者に対し、速やかに理由を示してその旨を知らせるとともに、次条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

1 6-1-1 前項の通知を受けた場合において、当該外国人が同項の認定に服したときは、特別審理官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。

△第十一条（異議の申出）

前条第十五項~~前条第十項~~の通知を受けた外国人は、同項の認定に異議があるときは、

その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。
この場合において、次条第一項の規定による許可の申請を当該異議の申出と併せてすることができる。

- 2 主任審査官は、前項前段前項の異議の申出があつたときは、前条第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。
- 3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。この場合において、異議の申出が理由がないと認めるときは、その理由（同項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を当該通知に付さなければならない。
- 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。
- 5 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。
- 6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該外国人に対しその旨及びその理由（第一項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を知らせなければならない。

△第十二条（法務大臣の裁決の特例）

法務大臣は、前条第三項前段前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の上陸を特別に許可することができる。

- 一 再入国の許可を受けているとき。
- 二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入つたものであるとき。
- 三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき。

- 2 前項の許可は、前条第四項の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

第三節 仮上陸等

△第十三条（仮上陸の許可）

主任審査官は、この章に規定する上陸の手続中又は難民等保護法第十二条第一項に規定する一時庇護のための上陸の手続中において特に必要があると認める場合には、これらのその手続が完了するときまでの間、当該外国人に対し仮上陸を許可することができる。

- 2 前項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に仮上陸許可書を交付しなければならない。
- 3 第一項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、百万円二百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。
- 4 前項の保証金は、当該外国人が第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定により上陸許可の証印を受けたとき、又は第十条第十二項若しくは第十六項第十条第七項若しくは第十一項若しくは第十一条第六項の規定により本邦からの退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。
- 5 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が第三項の規定に基き附された条件に違反した場合には、法務省令で定めるところにより、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないときは同項の保証金の全部、その他のときはその一部を没取するものとする。
- 6 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるときは、仮上陸許可者收容許可状により、この章に規定する上陸の手續が完了するまでの間に限り、入国警備官に当該外国人を收容させることができる。收容令書を発付して入国警備官に当該外国人を收容させることができる。
- 7 前項の仮上陸許可者收容許可状は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。
- ~~7 第四十条から第四十二条第一項までの規定は、前項の規定による收容に準用する。この場合において、第四十条中「前条第一項の收容令書」とあるのは「第十三条第六項の收容令書」と、「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「收容すべき事由」と、第四十一条第一項中「三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。」とあるのは「第三章に規定する上陸の手續が完了するまでの間において、主任審査官が必要と認める期間とする。」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と読み替えるものとする。~~
- 8 前項の裁判官は、同項の仮上陸許可者收容許可状を発する前に、第一項の許可を受けた外国人及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 9 入国警備官は、第七項の裁判官が第一項の許可を受けた外国人について第六項の收容を認めなかつたとき又は次項において読み替えて準用する第四十一条第一項ただし書の裁判官が次項において読み替えて準用する第四十一条第一項ただし書による更新を認めなかつた場合であつてその者を收容しているときは、その者を放免しなければならない。

10 第四十条から第四十二条（第二項を除く。）までの規定は、第六項の仮上陸許可者収容許可状による収容について準用する。この場合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、「同条第二項」とあるのは「同条第七項」と、第四十一条第一項ただし書中「を限り延長する」とあるのは「ごとに当該期間を更新する」と、同条第三項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、第四十二条第一項中「容疑者を」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人を」と、「容疑者に」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人に」と読み替えるものとする。

△第十三条の二（退去命令を受けた者がとどまることができる場所）

特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十条第十二項若しくは第十六項~~第十条第七項若しくは第十一項~~又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとどまることを許すことができる。

- 2 特別審理官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に対しその旨を通知しなければならない。

第四節 上陸の特例

第十四条（寄港地上陸の許可）

入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸を許可することができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者（第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。）に対しては、この限りでない。

- 2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の証印をしなければならない。
- 4 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸時間、行動の範囲その他必要と認める制限を付することができる。

きる。

第十四条の二（船舶観光上陸の許可）

入国審査官は、指定旅客船（本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。以下同じ。）に乗っている外国人（乗員を除く。）が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあつては、七日）を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸を許可することができる。

- 2 入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人（乗員を除く。）が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができる。
- 3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可書を交付しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。
- 6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。
- 7 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 8 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該外国人が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。
- 9 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定め

る手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第十五条（通過上陸の許可）

入国審査官は、船舶に乗っている外国人（乗員を除く。）が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

- 2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。
- 3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印をしなければならない。
- 5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。
- 6 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

第十六条（乗員上陸の許可）

入国審査官は、外国人である乗員（本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ。）が、船舶等の乗換え（船舶等への乗組みを含む。）、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶等（その者が乗り組むべき船舶等を含む。）の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許可することができる。

- 2 入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。
 - 一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者か

ら申請があつたとき。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。

- 3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該乗員に乗員上陸許可書を交付しなければならない。
- 5 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、上陸期間、行動範囲（通過経路を含む。）その他必要と認める制限を付することができる。
- 6 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。
- 7 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 8 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該乗員が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。
- 9 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、その乗員が本邦にあるときは、当該乗員が帰船又は出国するために必要な期間を指定するものとする。

第十七条（緊急上陸の許可）

入国審査官は、船舶等に乗っている外国人が疾病その他の事故により治療等のため緊急に上陸する必要を生じたときは、当該外国人が乗っている船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請に基づき、厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官の指定する医師の診断を経て、その事由がなくなるまでの間、当該外国人に対し緊急上陸を許可することができる。

- 2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提

供させることができる。

- 3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に緊急上陸許可書を交付しなければならない。
- 4 第一項の許可があつたときは、同項の船舶等の長又は運送業者は、緊急上陸を許可された者の生活費、治療費、葬儀費その他緊急上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

第十八条（遭難による上陸の許可）

入国審査官は、遭難船舶等がある場合において、当該船舶等に乗っていた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認めたときは、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の規定による救護事務を行う市町村長、当該外国人を救護した船舶等の長、当該遭難船舶等の長又は当該遭難船舶等に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し遭難による上陸を許可することができる。

- 2 入国審査官は、警察官又は海上保安官から前項の外国人の引渡しを受けたときは、同項の規定にかかわらず、直ちにその者に対し遭難による上陸を許可するものとする。
- 3 入国審査官は、第一項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。前項の規定による引渡しを受ける場合において必要があると認めるときも、同様とする。
- 4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に遭難による上陸許可書を交付しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動の範囲その他必要と認める制限を付することができる。

●~~第十八条の二（一時庇護のための上陸の許可）~~

~~入国審査官は、船舶等に乗っている外国人から申請があつた場合において、次の各号に該当すると思料するときは、一時庇護のための上陸を許可することができる。~~

~~一 その者が難民条約第一条A（2）に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の一部を害されるおそれのある領域から逃れて、本邦に入つた者であること。~~

~~二 その者を一時的に上陸させることが相当であること。~~

- ~~2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。~~
- ~~3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。~~
- ~~4 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、~~

~~当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。~~

第四章 在留及び出国

第一節 在留

第一款 在留中の活動

△第十九条（活動の範囲）

別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行ってはならない。

一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者

当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動

二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

2 出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3 出入国在留管理庁長官は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

4 ~~前三条第十六条から第十八条まで~~に規定する上陸の許可を受けた外国人である乗員は、解雇により乗員でなくなつても、本邦にある間は、引き続き乗員とみなす。

第十九条の二（就労資格証明書）

出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を証明する文書を交付することができる。

2 何人も、外国人を雇用する等に際し、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が明らかな場合に、当該外国人が前項の文書を提示し又は提出しないことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第二款 中長期の在留

第十九条の三（中長期在留者）

出入国在留管理庁長官は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

- 一 三月以下の在留期間が決定された者
- 二 短期滞在の在留資格が決定された者
- 三 外交又は公用の在留資格が決定された者
- 四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

第十九条の四（在留カードの記載事項等）

在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
 - 二 住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）
 - 三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
 - 四 許可の種類及び年月日
 - 五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
 - 六 就労制限の有無
 - 七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
- 2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）ごとに異なる番号を定めるものとする。
- 3 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
- 5 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

第十九条の五（在留カードの有効期間）

在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

- 一 永住者（次号に掲げる者を除く。）又は高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者
在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日
- 二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者（第十九条の十

一第三項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。） 十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）

三 前二号に掲げる者以外の者（次号に掲げる者を除く。） 在留期間の満了の日
四 第一号又は第二号に掲げる者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者 在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日

- 2 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第六項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号ロ及び第二十六条第四項において同じ。）の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあっては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第六項の規定により在留することができる期間の終了の時までの期間とする。

第十九条の六（新規上陸に伴う在留カードの交付）

出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めるところにより、在留カードを交付させるものとする。

第十九条の七（新規上陸後の住居地届出）

前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

- 2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第十九条の四第五項の規定による記録を含む。）をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。
- 3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

△第十九条の八（在留資格変更等に伴う住居地届出）

第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（~~第二十三条の三において準用する場合を含む。~~）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項（~~第二十三条の三において準用する場合を含む。~~）において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第

~~一項又は第五十条の二第一項~~~~第五十条第一項又は第六十一条の二の二第一項若しくは第二項~~の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者にあつては、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。
- 3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。
- 4 第二十二条の二第一項~~又は第二十三条の三~~に規定する外国人が、~~第二十三条の二第二項（第二十三条の三において準用する場合を含む。）~~の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第二十二条の二第三項~~において（第二十三条の三において準用する場合を含む。）~~において準用する第二十条第三項本文の規定による許可又は第二十二条の二第四項~~において（第二十三条の三において準用する場合を含む。）~~において準用する第二十二条第二項の規定による許可があつた時に、第一項の規定による届出があつたものとみなす。

第十九条の九（住居地の変更届出）

中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ。）に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならない。

- 2 第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。
- 3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第十九条の十（住居地以外の記載事項の変更届出）

中長期在留者は、第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出をしなければならない。

- 2 出入国在留管理庁長官は、前項の届出があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させるものとする。

第十九条の十一（在留カードの有効期間の更新）

在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長

期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日の二月前（有効期間の満了の日が十六歳の誕生日とされているときは、六月前）から有効期間が満了する日までの間（次項において「更新期間」という。）に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

第十九条の十二（紛失等による在留カードの再交付）

在留カードの交付を受けた中長期在留者は、紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失つたときは、その事実を知つた日（本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に入国した日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

2 第十九条の十第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

第十九条の十三（汚損等による在留カードの再交付）

在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損したとき（以下この項において「毀損等の場合」という。）は、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請することができる。在留カードの交付を受けた中長期在留者が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

2 出入国在留管理庁長官は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

4 第十九条の十第二項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

第十九条の十四（在留カードの失効）

在留カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- 一 在留カードの交付を受けた中長期在留者が中長期在留者でなくなつたとき。
- 二 在留カードの有効期間が満了したとき。
- 三 在留カードの交付を受けた中長期在留者（第二十六条第一項の規定により再入

国の許可を受けている者を除く。)が、第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

四 在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

五 在留カードの交付を受けた中長期在留者が新たな在留カードの交付を受けたとき。

六 在留カードの交付を受けた中長期在留者が死亡したとき。

第十九条の十五（在留カードの返納）

在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第三号又は第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失つた場合において、前条（第六号を除く。）の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードが前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日（死亡後に在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日）から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

第十九条の十六（所属機関等に関する届出）

中長期在留者であつて、次の各号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 教授、高度専門職（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハ又は第二号（同号ハに掲げる活動に従事する場合に限る。）に係るものに限る。）、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修
当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

二 高度専門職（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ若しくはロ又は第二号（同号イ又はロに掲げる活動に従事する場合に限る。）に係るものに限

る。）、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該在留資格に係る活動に従事する場合に限る。）、技能又は特定技能 契約の相手方である本邦の公私の機関（高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。）にあつては、法務大臣が指定する本邦の公私の機関）の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関との契約の終了若しくは新たな契約の締結

三 家族滞在（配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。）、日本人の配偶者等（日本人の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。）又は永住者の配偶者等（永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者（以下「永住者等」という。）の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。） 配偶者との離婚又は死別

第十九条の十七（所属機関による届出）

別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（次条第一項に規定する特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

第十九条の十八（特定技能所属機関による届出）

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第八章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

二 一号特定技能外国人支援計画の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき。

三 第二条の五第五項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する

外国人をいう。以下この款及び第八章において同じ。) の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項

二 第二条の五第六項の規定により適合一号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、その実施の状況（契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項

第十九条の十九（特定技能所属機関に対する指導及び助言）

出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 一 特定技能雇用契約が第二条の五第一項から第四項までの規定に適合すること。
- 二 適合特定技能雇用契約の適正な履行
- 三 一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合すること。
- 四 適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

第十九条の二十（報告徴収等）

出入国在留管理庁長官は、前条各号に掲げる事項を確保するために必要な限度において、特定技能所属機関若しくは特定技能所属機関の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは特定技能所属機関若しくは役職員に対し出頭を求め、又は入国審査官若しくは入国警備官に関係人に対して質問させ、若しくは特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、入国審査官又は入国警備官は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条の二十一（改善命令等）

出入国在留管理庁長官は、第十九条の十九各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所属機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示し

なければならない。

第十九条の二十二（特定技能所属機関による一号特定技能外国人支援等）

特定技能所属機関は、適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、一号特定技能外国人支援を行わなければならない。

- 2 特定技能所属機関は、契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができる。

第十九条の二十三（登録支援機関の登録）

契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務（以下「支援業務」という。）を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 第一項の登録（前項の登録の更新を含む。以下この款において同じ。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第十九条の二十四（登録の申請）

前条第一項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 支援業務を行う事務所の所在地
- 三 支援業務の内容及びその実施方法その他支援業務に関し法務省令で定める事項

- 2 前項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

第十九条の二十五（登録の実施）

出入国在留管理庁長官は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

- 2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

△第十九条の二十六（登録の拒否）

出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 ~~出入国管理法~~~~出入国管理及び難民認定法~~若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるもの

- る者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号において同じ。)であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- 九 第十九条の二十三第一項の登録の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第十三号において「暴力団員等」という。)
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの
- 2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

第十九条の二十七(変更の届出等)

第十九条の二十三第一項の登録を受けた者(以下「登録支援機関」という。)は、第十九条の二十四第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

- 2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第十二号又は第十四号に該当する場合を除き、当該事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならない。
- 3 第十九条の二十四第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

第十九条の二十八(登録支援機関登録簿の閲覧)

出入国在留管理庁長官は、登録支援機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第十九条の二十九(支援業務の休廃止の届出)

登録支援機関は、支援業務を休止し、又は廃止したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録支援機関に係る第十九条の二十三第一項の登録は、その効力を失う。

第十九条の三十(支援業務の実施等)

登録支援機関は、委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、支援業務を行わなければならない。

- 2 登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

第十九条の三十一（登録支援機関に対する指導及び助言）

出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の支援業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

第十九条の三十二（登録の取消し）

出入国在留管理庁長官は、登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十九条の二十六第一項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定に違反したとき。

三 第十九条の三十第一項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により第十九条の二十三第一項の登録を受けたとき。

五 第十九条の三十四の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 第十九条の二十六第二項の規定は、前項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消した場合について準用する。

第十九条の三十三（登録の抹消）

出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第二項若しくは第十九条の二十九第二項の規定により第十九条の二十三第一項の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

第十九条の三十四（報告又は資料の提出）

出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第十九条の三十五（法務省令への委任）

第十九条の二十二から前条までに規定するもののほか、登録支援機関及び支援業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

△第十九条の三十六（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）

出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係、活動状況及び所属機関の状況（特定技能外国人（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。以下この項において同じ。）については、一号特定技能外国人支援の状況（登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。）を含む。）を継続的に把握するため、[出入国管理法](#)[出入国管理及び難民認定法](#)その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属

する国、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報（特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に関する情報を含む。以下この条及び次条第一項において「中長期在留者に関する情報」という。）を整理しなければならない。

- 2 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 3 法務大臣及び出入国在留管理庁長官は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に関する情報を取得し、又は保有してはならず、当該情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。

第十九条の三十七（事実の調査）

出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

- 2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 出入国在留管理庁長官、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二節 在留資格の変更及び取消し等

第二十条（在留資格の変更）

在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。）の変更（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けることができる。

- 2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定めるところによらなければならない。
- 3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。
- 4 法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その

通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

- 一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなるとき 当該外国人に対する在留カードの交付
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているとき 当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載
 - 三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持していないとき 当該外国人に対する新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付又は既に交付を受けている在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載
- 5 第三項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。
- 6 第二項の規定による申請があつた場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

第二十条の二（高度専門職の在留資格の変更の特則）

高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。

- 2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
- 3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第二十一条（在留期間の更新）

本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

- 2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、これを

許可することができる。

- 4 第二十条第四項及び第五項の規定は前項の規定による許可をする場合について、同条第六項の規定は第二項の規定による申請があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

第二十二條（永住許可）

在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

- 2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。
- 一 素行が善良であること。
 - 二 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。
- 3 法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させることにより行うものとする。
- 4 第二項の規定による法務大臣の許可は、前項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。

第二十二條の二（在留資格の取得）

日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第二条の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

- 2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。
- 3 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請を除く。）の手続について準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。
- 4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の手続に準用する。この場合において、同条第一項中「変更しよう」とあるのは「取得しよう」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替

えるものとする。

●第二十二條之三

~~前条第二項から第四項までの規定は、第十八条の二第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。~~

△第二十二條の四（在留資格の取消し）

法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（難民等保護法第三条第一項に規定する難民等の認定（第二十四条第十号において「難民等の認定」という。）第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は許可を受けたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
- 四 偽りその他不正の手段により、第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。
- 五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。
- 六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者にあつて

は、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。）又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

九 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

十 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。

2 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。

3 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

4 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

5 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなくて第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。

6 在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。

7 法務大臣は、第一項（第一号及び第二号を除く。）の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。ただし、同項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資

格を取り消す場合において、当該外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。

- 8 法務大臣は、前項本文の規定により期間を指定する場合には、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。
- 9 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

第二十二條の五（在留資格の取消しの手続における配慮）

法務大臣は、前条第一項に規定する外国人について、同項第七号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請又は第二十二條第一項の規定による永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない。

第三節 在留の条件

△第二十三條（旅券等の携帯及び提示）

本邦に在留する外国人は、常に旅券（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書）を携帯していなければならない。ただし、次項の規定により在留カードを携帯する場合は、この限りでない。

一 第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者
特定登録者カード

二 仮上陸の許可を受けた者 仮上陸許可書

三 船舶観光上陸の許可を受けた者 船舶観光上陸許可書

四 乗員上陸の許可を受けた者 乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳

五 緊急上陸の許可を受けた者 緊急上陸許可書

六 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書

~~七 一時庇護のための上陸の許可を受けた者 一時庇護許可書~~

~~八 仮滞在の許可を受けた者 仮滞在許可書~~

2 中長期在留者は、出入国在留管理庁長官が交付し、又は市町村の長が返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。

3 前二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券、乗員手帳、特定登録者カード、許可書又は在留カード（以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

4 前項に規定する職員は、旅券等の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 十六歳に満たない外国人は、第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、旅券等を

携帯することを要しない。

△第二十四条（退去強制）

次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 第二十二條の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者

二の三 第二十二條の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の四 第二十二條の四第七項本文（難民等保護法第十条第二項第六十一条の二の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、許可又は前二節若しくは次章第三節の規定による許可又は難民等保護法第十二条第四項前段若しくは第五項の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」という。）、公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として法務大臣が認定する者

三の三 国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動、活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで、第九号若しくは第十号若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動又は難民等保護法第六十九条第二号から第四号までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをい

う。以下同じ。)をさせること。

ロ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置くこと。

ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に関しあつせんすること。

三の五 次のイからニまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 行使の目的で、在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下単に「特別永住者証明書」という。)を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること。

ロ 行使の目的で、他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の在留カードを提供すること。

ハ 偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書又は他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を行使すること。

ニ 在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備すること。

四 本邦に在留する外国人(仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。)で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていと明らかに認められる者(人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。)

ロ 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間(第二十条第六項の規定により本邦に在留することができる期間を含む。第二十六条第一項及び第二十六条の二第二項(第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。))において同じ。)を経過して本邦に残留する者

ハ 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

ニ 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項(第六号を除く。)から第三項までの罪により刑に処せられた者

ホ 第七十四条から第七十四条の六の三まで若しくは第七十四条の八又は難民等保護法第七十一条若しくは第七十二条又は~~第七十四条の八~~の罪により刑に処せられた者

ヘ 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ト 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）又は刑法第二編第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

ヌ 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ル 次に掲げる行為をあおり、唆し、又は助けた者

（１） 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸すること。

（２） 他の外国人が偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は前節の規定による許可を受けること。

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ワ 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

（１） 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

（２） 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

（３） 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

カ オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

ヨ イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分にに関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若

- しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの
- 四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する者で、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したもの
- 四の四 中長期在留者で、第七十一条の二又は第七十五条の二の罪により懲役に処せられたもの
- 五 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
- 五の二 第十条第十二項若しくは第十六項~~第十条第七項若しくは第十一項~~又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの
- 六 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は難民等保護法第十二条第四項前段若しくは第五項の規定による許可~~一時庇護のための上陸の許可~~を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの
- 六の二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの
- 六の三 第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に出国しないもの
- 六の四 第十六条第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの
- 七 第二十二條の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項本文の規定又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第二項の規定による許可を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの
- 八 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの
- 九 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者
- 十 難民等保護法第六条第一項若しくは第二項又は第七条~~第六十一条の二の二第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三~~の許可を受けて在留する者で、難民等保護法第二十一条第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）、第二十二條第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）又は第二十三條第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）~~第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号~~

~~に係るものに限る。）~~の規定により難民等難民の認定を取り消されもの。ただし、次のイからハまでに掲げる者を除く。たもの

イ 難民等保護法第二十一条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、難民等保護法第二条第一項第五号に規定する無国籍者（以下この号において「無国籍者」という。）である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条第一項（第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

ロ 難民等保護法第二十二条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、無国籍者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条第一項（第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

ハ 難民等保護法第二十三条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、難民等保護法第二条第一項第三号に規定する条約難民若しくは同項第四号に規定する補完的保護対象者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十一条第一項（第二号に係るものに限る。）若しくは第二十二条第一項（第二号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

第二十四条の二

法務大臣は、前条第三号の二の規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聴くものとする。

2 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前条第三号の二の規定による認定に関し法務大臣に意見を述べることができる。

第二十四条の三（出国命令）

第二十四条第二号の四、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一 速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に出頭したと。

二 第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁

止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること。

第四節 出国

第二十五条（出国の手続）

本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 前項の外国人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

第二十五条の二（出国確認の留保）

入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者を除く。）

三 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

第二十六条（再入国の許可）

出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、

当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

- 2 出入国在留管理庁長官は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は再入国許可書に記載された日からその効力を生ずる。
- 3 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
- 4 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けている外国人から、法務大臣に対する第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつた場合において、相当と認めるときは、当該外国人が第二十条第六項の規定により在留できる期間の終了の時まで、当該許可の有効期間を延長することができる。
- 5 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えず、かつ、当該許可が効力を生じた日から六年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。
- 6 前項の許可は、旅券又は再入国許可書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。
- 7 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないとする場合には、その者が本邦にある間において、当該許可を取り消すことができる。
- 8 第二項の規定により交付される再入国許可書は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基づき本邦に入学する場合に限り、旅券とみなす。

△第二十六条の二（みなし再入国許可）

本邦に在留資格をもつて在留する外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（難民等保護法第二十六条第一項第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

- 2 前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、前条第三項の規定にかかわらず、出国の日から一年（在留期間の満了の日が出国の日か

ら一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）とする。

- 3 第一項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可については、前条第五項の規定は、適用しない。

第二十六条の三（短期滞在に係るみなし再入国許可）

本邦に短期滞在の在留資格をもつて在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可について準用する。この場合において、同条第二項中「一年」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

第五章 退去強制の手続

第一節 違反調査

第二十七条（違反調査）

入国警備官は、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人があるときは、当該外国人（以下「容疑者」という。）につき違反調査をすることができる。

第二十八条（違反調査について必要な取調べ及び報告の要求）

入国警備官は、違反調査の目的を達するため必要な取調べをすることができる。ただし、強制の処分は、この章及び第八章に特別の規定がある場合でなければすることができない。

- 2 入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十九条（容疑者の出頭要求及び取調べ）

入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者の出頭を求め、当該容疑者を取り調べるることができる。

- 2 前項の場合において、入国警備官は、容疑者の供述を調書に記載しなければならない。
- 3 前項の調書を作成したときは、入国警備官は、容疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。
- 4 前項の場合において、容疑者が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。

第三十条（証人の出頭要求）

入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、証人の出頭を求め、当該証

人を取り調べることができる。

- 2 前項の場合において、入国警備官は、証人の供述を調書に記載しなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「容疑者」とあるのは「証人」と読み替えるものとする。

第三十一条（臨検、搜索及び押収）

入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、臨検、搜索又は押収をすることができる。

- 2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体若しくは物件又は押収すべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、同項の処分をすることができる。
- 3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると思料されるべき資料並びに、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとするときは、その場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について搜索しようとするときは、押収すべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の物件を押収しようとするときは、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付して、これをしなければならない。
- 4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体又は物件、押収すべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。
- 5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、搜索又は押収をさせることができる。

第三十二条（必要な処分）

入国警備官は、搜索又は押収をするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

第三十三条（証票の携帯）

入国警備官は、取調、臨検、搜索又は押収をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第三十四条（搜索又は押収の立会）

入国警備官は、住居その他の建造物内で搜索又は押収をするときは、所有者、借主、管理者又はこれらの者に代るべき者を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

第三十五条（時刻の制限）

入国警備官は、日出前、日没後には、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、搜索又は押収のため、住居その他の建造物内に入つてはならない。

2 入国警備官は、日没前に搜索又は押収に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

3 左の場所で搜索又は押収をするについては、入国警備官は、第一項に規定する制限によることを要しない。

一 風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所。但し、公開した時間内に限る。

第三十六条（出入禁止）

入国警備官は、取調、臨検、搜索又は押収をする間は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出することを禁止することができる。

第三十七条（押収の手続）

入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者にこれを交付しなければならない。

2 入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認めたときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

第三十八条（調書の作成）

入国警備官は、臨検、搜索又は押収をしたときは、これらに関する調書を作成し、立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。

2 前項の場合において、立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。

第二節 ~~収容等~~第二節—収容

△第三十九条 ~~(収容等)~~—~~(収容)~~

入国警備官は、容疑者が第二十四条各号のいずれかに明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡する~~一に該当する~~と疑うに足る相当の理由があるときに限り、容疑者収容許可状は、収容令書により、その者を収容することができる。

2 前項の容疑者収容許可状~~収容令書~~は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官主任審査官が発付するものとする。

3 前項の裁判官は、同項の容疑者収容許可状を発する前に、容疑者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

△第四十条 ~~(容疑者収容許可状の方式)~~—~~(収容令書の方式)~~

前条第一項の容疑者收容許可状收容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、收容すべき場所、有効期間、発付年月日その他最高裁判所規則法務省令で定める事項を記載し、かつ、同条第二項の裁判官~~且つ、主任審査官~~がこれに記名押印しなければならない。

△第四十一条（收容の期間及び場所並びに留置の嘱託）

收容令書によつて收容することができる期間は、十日三十日以内とする。ただし、入国審査官の請求があつた場合において、入国警備官の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官~~但し、主任審査官~~は、やむを得ない事由があると認めるときは、十日三十日を限り延長することができる。

- 2 容疑者收容許可状收容令書によつて收容することができる場所は、入国者收容所、收容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。
- 3 警察官は、主任審査官が必要と認めて依頼したときは、容疑者を留置施設に留置することができる。

△第四十二条（收容の手續）

入国警備官は、容疑者收容許可状收容令書により容疑者を收容するときは、容疑者收容許可状收容令書を容疑者に示さなければならない。

- 2 入国警備官は、收容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、容疑者に対し、容疑事実の要旨及び容疑者收容許可状收容令書が発付されている旨を告げて、その者を收容することができる。ただし、容疑者收容許可状~~但し、收容令書~~は、できるだけ速やかにすみやかに示さなければならない。

△第四十三条（要急事件）

入国警備官は、第二十四条各号のいずれかに一に明らかに該当する者が容疑者收容許可状收容令書の発付を待つていてまつていては逃亡のおそれ虞があると信ずるに足りる相当の理由があるときは、容疑者收容許可状收容令書の発付を待たずまたずに、その者を收容することができる。

- 2 前項の收容を行つたときは、入国警備官は、速やかにその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に対し、容疑者收容許可状~~すみやかにその理由を主任審査官に報告して、收容令書~~の発付を請求しなければならない。
- 3 前項の場合において、同項の裁判官主任審査官が第一項の收容を認めないときは、入国警備官は、直ちにその者を放免しなければならない。

第四十四条（容疑者の引渡）

入国警備官は、第三十九条第一項の規定により容疑者を收容したときは、容疑者の身体を拘束した時から四十八時間以内に、調書及び証拠物とともに、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない。

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出

△第四十五条（入国審査官の審査）

入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは、容疑者が退去強制対象者（第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。）に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

一 前条の規定により容疑者の引渡しを受けたとき。

二 違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるとき。

2 第十条第三項及び第九項から第十一項までの規定は前項の審査の手続について、第二十九条第一項の規定は容疑者を収容していない場合の前項の審査の手続について、それぞれ準用する。この場合において、第十条第三項中「提出し、及び証人を尋問することができる」とあるのは、「提出することができる」と読み替えるものとする。

3-2 入国審査官は、第一項前項の審査を行つた場合には、審査に関する調書を作成しなければならない。

第四十六条（容疑者の立証責任）

前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一号（第三条第一項第二号に係る部分を除く。）又は第二号に該当するとされたものは、その号に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。

△第四十七条（審査後の手続）

入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定した場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。

4 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をし、又は次条第一項の規定による申請をすることができる旨を知らせなければならない。

5 第三項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名をさせなければ署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

- 6 主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項の規定による申請をしないときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

○第四十七条の二（認定に服する場合の在留特別許可）

前条第三項の認定に服した容疑者又はその代理人は、当該容疑者が同条第五項の規定により口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手続により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し第三項の規定による許可を申請することができる。

- 2 主任審査官は、前項の申請があつたときは、第四十五条第三項の審査に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

- 3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一 永住許可を受けているとき。

二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三 本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者であるとき。

四 本国に居住していた期間より長い期間本邦に在留している者であるときその他本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦に定着していると認められるとき。

五 日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者の子（第一号及び第三号に掲げる者を除く。）であるとき。

六 日本人若しくは特別永住者又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者（日本人の配偶者を除く。以下この号において「日本人等」という。）と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号及び第八号において同じ。）又は当該容疑者と性別を同じくする日本人等であつて当該容疑者と婚姻関係に準ずる関係にあるものと共同生活をしているとき。

七 未成年者（当該容疑者の子として出生した者に限り、婚姻又は前号に規定する共同生活をしている者を除く。）であつて次のイ又はロのいずれかに該当するものを監護し、若しくは養育し、又は扶養しているとき。

イ 第三号又は第四号に掲げる者

ロ 日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者の子として出生した者又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者

八 未成年者（婚姻又は第六号に規定する共同生活をしている者を除く。）であつて、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者の監護若しくは養育又は扶養を受けているものであるとき。

九 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

十 難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第一条に規定する難病をいう。）、小児慢性特定疾病（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）

その他重度の疾病により本邦での治療を必要としているとき。

十一 前号に規定する治療を要する親族を看護することが必要と認められる者であるとき。

十二 その他人道的な配慮を必要とすると認められること等により特別に在留を許可すべき事情があると法務大臣が認めるとき。

4 法務大臣は、第一項の規定による申請に係る容疑者が児童の権利に関する条約第一条に規定する児童に該当するときは、前項の規定により許可をするかどうかの判断に当たっては、同条約に係る児童の権利に関する委員会その他の国際機関による見解を踏まえ、同条約第三条 1 の規定に基づき児童の最善の利益を主として考慮するとともに、同条約第九条 1 の規定に基づき当該児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないよう特に配慮するものとする。

5 法務大臣は、第一項の規定による申請に係る容疑者に家族があるときは、第三項の規定により許可をするかどうかの判断に当たっては、当該容疑者及びその家族が我が国に在留できるよう特に配慮するものとする。

6 法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

7 法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、その旨を出入国在留管理庁長官及び主任審査官に通知しなければならない。この場合において、当該許可が在留資格の決定を伴うものであり、かつ、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

8 主任審査官は、法務大臣から前項前段の通知を受けた場合において当該容疑者を收容しているときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

9 法務大臣は、第三項の規定による許可をしない場合には、その旨及びその理由を主任審査官に通知しなければならない。

10 主任審査官は、法務大臣から前項の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、第三項の規定による許可がされなかつた旨及びその理由を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

△第四十八条（口頭審理）

第四十七条第三項前条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第三項第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。

3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場

所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならない。この場合において、当該容疑者を収容していないときは、その者の出頭を求めなければならない。

4 特別審理官は、前項の口頭審理を行つた場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。

5 第十条第三項から第十一項第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手續に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、第四十七条第三項前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。）において、容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、第四十七条第三項前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。）は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、特別審理官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、第四十七条第三項前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出、又は次条第一項の規定による申請をする申し出ることができる旨を知らせなければならない。

9 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名をさせなければ署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

10 主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項の規定による申請をしないときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

○第四十八条の二（判定に服する場合の在留特別許可）

前条第八項の判定に服した容疑者又はその代理人は、当該容疑者が同条第九項の規定により異議を申し出ない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手續により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し次項の規定による許可を申請することができる。

2 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、当該容疑者が第四十七条の二第三項各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

3 第四十七条の二第二項の規定は第一項の規定による申請があつた場合に、同条第四項から第十項までの規定は第二項の規定による許可について準用する。この場合にお

いて、同条第二項中「調書」とあるのは、「調書、第四十八条第四項の口頭審理に関する調書」と読み替えるものとする。

△第四十九条（異議の申出）

第四十八条第八項前条第八項の通知を受けた容疑者又はその代理人は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、次条第一項の規定による許可の申請を当該異議の申出と併せて行うことができる。

- 2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第三項第四十五条第二項の審査に関する調書、第四十八条第四項前条第四項の口頭審理に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。
- 3 法務大臣は、第一項前段第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。この場合において、異議の申出が理由がないと認めるときは、その理由（同項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を当該通知に付さなければならない。
- 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。
- 5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五条の三第一項の規定により出国命令をした場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。
- 6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨及びその理由（第一項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

△第五十条（法務大臣の裁決の特例）

法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が、前条第一項後段の規定による申請をし、かつ、第四十七条の二三第三項各号次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

— 永住許可を受けているとき —

- ~~二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。~~
~~三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。~~
~~四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。~~
~~2 前項の場合には、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。~~
~~3 法務大臣が第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。~~
2 第四十七条の二第四項から第六項まで及び第七項後段の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。
3.4 第一項の許可は、前条第四項の規定の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

○第五十条の二

- 法務大臣は、退去強制令書を発付した後に、事情の変更によりその発付の処分を維持することを不当と認めるに至ったときは、当該退去強制令書の発付を受けた者又はその代理人の申立てにより、その発付を取り消し、その発付を受けた者の在留を特別に許可することができる。
2 前項の申立ては、法務省令で定める手続により、申立書を主任審査官に提出してしなければならない。
3 第四十七条の二第四項から第六項まで及び第七項後段の規定は、第一項の規定による許可をする場合に準用する。
4 法務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を主任審査官に通知しなければならない。
5 主任審査官は、法務大臣から前項の通知を受けた場合において第一項の許可を受けた者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第四節 退去強制令書の執行

△第五十一条（退去強制令書の方式）

第四十七条第六項、第四十七条の二第十項（第四十八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条第十項、~~第四十七条第五項、第四十八条第九項~~若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において発付される退去強制令書には、退去強制を受ける者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

△第五十二条（退去強制令書の執行）

退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

- 2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必要と認めて依

頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。

3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

4 前項本文の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。）は、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、これを停止するものとする。

5-4 第三項前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者收容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。

6-5 入国警備官は、第三項本文の場合に~~においてにおいて、~~退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができない場合又はその者に係る同項ただし書の規定による運送業者への引渡し若しくは第五十九条の規定による本邦外への送還を停止する場合であつて、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、送還又は引渡しが可能なときまでに限り、退去強制対象者收容許可状によりときは、送還可能なときまで、その者を入国者收容所、收容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容することができる。

7 前項の退去強制対象者收容許可状は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

8 前項の裁判官は、同項の退去強制対象者收容許可状を発する前に、退去強制を受ける者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

9 主任審査官は、退去強制を受ける者が第六項の規定により收容されている期間が六月に達したときは、その者を放免しなければならない。この場合において、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、その者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができる。

10 第四十条、第四十一条第一項及び第四十二条の規定は、退去強制対象者收容許可

状による収容について準用する。この場合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「退去強制を受ける者の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制の理由」と、「同条第二項」とあるのは「同条第七項」と、第四十一条第一項本文中「十日」とあるのは「七日」と、同項ただし書中「十日を限り延長する」とあるのは「収容の期間が通じて三十日に達するまでは七日ごとに、三十日に達した日以後六月に達するまでは一月ごとに当該期間を更新する」と、第四十二条第一項中「入国警備官」とあるのは「入国警備官（第五十二条第二項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。次項において同じ。）」と、「容疑者を」とあるのは「退去強制を受ける者を」と、「容疑者に」とあるのは「退去強制を受ける者に」と、同条第二項中「容疑者に対し、容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制を受ける者に対し、退去強制の理由」と読み替えるものとする。

1 1 6 入国者収容所長又は主任審査官は、~~第六項前項~~の場合において、退去強制を受ける者を送還し、又は引き渡す送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出し呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して附して、その者を放免することができる。

1 2 7 入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

△第五十三条（送還先）

退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。

- 一 本邦に入国する直前に居住していた国
- 二 本邦に入国する前に居住していたことのある国
- 三 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国
- 四 出生地の属する国
- 五 出生時にその出生地の属していた国
- 六 その他の国

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

- 一 難民の地位に関する条約難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）
- 二 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項に規定する国
- 三 強制失踪（そう）からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五節 容疑者收容許可状等の失効による放免及び仮放免~~第五節 仮放免~~

○第五十三条の二（容疑者收容許可状等の失効による放免）

仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状若しくは退去強制対象者收容許可状の発付を受けて收容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状を発付した裁判官がその発付の際に所属していた地方裁判所に対し、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状若しくは退去強制対象者收容許可状の発付を受けて收容されている者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がなくなつたこと又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため收容の継続が相当でなくなつたことを理由として、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の失効の申立てをすることができる。

2 前項の地方裁判所は、同項の規定による申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の効力を失わせなければならない。この場合において、同項の地方裁判所の長は、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状がその効力を失った旨を、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状による收容に係る入国者收容所長又は主任審査官に通知しなければならない。

3 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の通知を受けたときは、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の発付を受けて收容されている者を放免しなければならない。この場合において、入国者收容所長又は主任審査官は、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができる。

△第五十四条（仮放免）

仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状若しくは退去強制対象者收容許可状收容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて收容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者收容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状若しくは退去強制対象者收容許可状收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、百万円三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。この場合において、その者が逃亡すると疑うに足りる

相当の理由がないと認めるとき又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなつたときは、その者を仮放免するものとする。

- 3 入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状~~収容令書又は退去強制令書~~の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

4 第二項の仮放免により収容されていない期間は、第四十一条第一項（第十三条第十項又は第五十二条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の期間に算入しない。

- 5 入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求があつた場合において仮放免をしないと決定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、同項の請求をした者（同項の請求をした者が仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者でない場合にあつては、同項の請求をした者及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者）にその旨を知らせなければならない。

△第五十五条（仮放免の取消）

入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足る相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出に応ぜず、その他仮放免に附された条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。

- 2 前項の取消をしたときは、入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状~~収容令書又は退去強制令書~~とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。この場合において、仮放免取消書には同項の取消しをした理由を記載しなければならない。

- 3 入国者収容所長又は主任審査官は、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないことを理由とする仮放免の取消をしたときは保証金の全部、その他の理由によるときはその一部を没取するものとする。

- 4 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合には、その者に仮放免取消書及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状~~収容令書又は退去強制令書~~を示して、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

- 5 入国警備官は、仮放免取消書及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状~~収容令書又は退去強制令書~~を所持しない場合でも、急

速を要するときは、その者に対し仮放免を取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし但し、仮放免取消書及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状収容令書又は退去強制令書は、できるだけ速やかにすみやかに示さなければならない。

第五章の二 出国命令

第五十五条の二（出国命令に係る審査）

入国警備官は、容疑者が出国命令対象者に該当すると認めるに足りる相当の理由があるときは、第三十九条の規定にかかわらず、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならない。

- 2 入国審査官は、前項の規定により違反事件の引継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国命令対象者に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。
- 3 入国審査官は、審査の結果、当該容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。
- 4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、その旨を入国警備官に通知するとともに、当該違反事件を入国警備官に差し戻すものとする。

第五十五条の三（出国命令）

主任審査官は、第四十七条第二項、第四十八条第七項、第四十九条第五項又は前条第三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る容疑者に対し、本邦からの出国を命じなければならない。この場合において、主任審査官は、十五日を超えない範囲内で出国期限を定めるものとする。

- 2 主任審査官は、前項の規定により出国命令をする場合には、当該容疑者に対し、次条の規定による出国命令書を交付しなければならない。
- 3 主任審査官は、第一項の規定により出国命令をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

第五十五条の四（出国命令書の方式）

前条第二項の規定により交付される出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

第五十五条の五（出国期限の延長）

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者から、当該出国命令に係る出国期限内に出国することができない旨の申出があつた場合には、船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由があると認めるときに限り、当該出国期限を延長することができる。

第五十五条の六（出国命令の取消し）

主任審査官は、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者が同条第三項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該出国命令を取り消すことができる。

第六章 船舶等の長及び運送業者の責任

第五十六条（協力の義務）

本邦に入る船舶等の長及びその船舶等を運航する運送業者は、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

第五十六条の二（旅券等の確認義務）

本邦に入る船舶等を運航する運送業者（運送業者がないときは、当該船舶等の長）は、外国人が不法に本邦に入ることを防止するため、当該船舶等に乗ろうとする外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書を確認しなければならない。

△第五十七条（報告の義務）

本邦に入る船舶等の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その船舶等が到着する出入国港の入国審査官に対し、その乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

- 2 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等が出発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、その乗員及び乗客に係る前項に規定する事項を報告しなければならない。
- 3 本邦に入る船舶等の長は、有効な旅券、乗員手帳又は再入国許可書を所持しない外国人がその船舶等に乗っていることを知つたときは、直ちにその旨をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。
- 4 本邦に入る指定旅客船の船長は、当該指定旅客船に第十四条の二第二項の許可を受けている者が乗っているときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。
- 5 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。
- 6 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十四条の二第一項又は第二項の許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならない。
- 7 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等の出発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十五条第一項の規定による通過上陸の許可を受けた者がその船舶に

帰船しているかどうか、乗員上陸の許可を受けた者で当該船舶等に乗組むべきものが乗組んでいるかどうか及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国しようとする者が乗っているかどうかを報告しなければならない。

8 入国審査官は、第七条第一項その他の~~出入国管理法~~~~出入国管理及び難民認定法~~の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録~~（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）~~を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第五十八条（上陸防止の義務）

本邦に入る船舶等の長は、前条第三項に規定する外国人がその船舶等に乗っていることを知つたときは、当該外国人が上陸することを防止しなければならない。

第五十九条（送還の義務）

次の各号のいずれかに該当する外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 第三章第一節又は第二節の規定により上陸を拒否された者

二 第二十四条第五号から第六号の四までのいずれかに該当して本邦からの退去強制を受けた者

三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条各号のいずれかに該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの

2 前項の場合において、当該運送業者は、その外国人を同項に規定する船舶等により送還することができないときは、その責任と費用で、すみやかに他の船舶等により送還しなければならない。

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、第十三条の二第一項の規定によりとどまることができる場所として法務省令で定める施設（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）の指定を受けている第一項第一号に該

当する外国人を当該指定に係る施設にとどめておくことに伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係るものに限り、その全部又は一部を免除することができる。

第六章の二 事実の調査

△第五十九条の二（事実の調査）

法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書の交付、第九条第八項の規定による登録（同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）又は第十二条第一項、第十九条第二項、第二十条第三項本文（第二十二條の二第三項~~（第二十二條の三において準用する場合を含む。）~~において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二條第二項（第二十二條の二第四項~~（第二十二條の三において準用する場合を含む。）~~において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第四十七條の二第三項、第四十八條の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項第六十一條の二の十一の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二條の四第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができる。

- 2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 法務大臣、出入国在留管理庁長官、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七章 日本人の出国及び帰国

第六十条（日本人の出国）

本邦外の地域に赴く意図をもつて出国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

- 2 前項の日本人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

第六十一条（日本人の帰国）

本邦外の地域から本邦に帰国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券（有効な旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書）を所持し、その者が上陸する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。

●~~第七章の二 難民の認定等~~

●~~第六十一條の二（難民の認定）~~

~~法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定（以下「難民の認定」という。）を行うことができる。~~

~~2 法務大臣は、難民の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。~~

●~~第六十一条の二の二（在留資格に係る許可）~~

~~法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。~~

~~一 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日）から六月を経過した後前条第一項の申請を行つたものであるとき。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。~~

~~二 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の一部が難民条約第一条A（2）に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでないとき。~~

~~二三 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。~~

~~三四 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に關する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に處せられたものであるとき。~~

~~2 法務大臣は、前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。~~

~~23 法務大臣は、前三項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、~~

~~当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。~~

~~一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 当該外国人に対する在留カードの交付~~

~~二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付~~

~~4 第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。~~

~~5 法務大臣は、第一項又は第二項の規定による許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。~~

●第六十一条の二の三

~~法務大臣は、難民の認定を受けている外国人（前条第二項の許可により在留資格を取得した者を除く。）から、第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十三条の二第二項（第二十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、第二十条第三項本文（第二十三条の二第三項（第二十三条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該外国人が前条第一項第一号に該当する場合を除き、これを許可するものとする。~~

●第六十一条の二の四（仮滞在の許可）

~~法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。~~

~~一 仮上陸の許可を受けているとき。~~

~~二 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。~~

~~三 第二十三条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。~~

~~四 本邦に入つた時に、第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。~~

~~五 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由があるとき。~~

~~六 第六十一条の二の二第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することが明らかであるとき。~~

~~七 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二~~

~~若しくは第一条ノ三（刑法第二百三十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。~~

~~八 退去強制令書の発付を受けているとき。~~

~~九 逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由があるとき。~~

~~2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可に係る滞在期間（以下「仮滞在期間」という。）を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。~~

~~3 法務大臣は、第一項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なつさせることができる。~~

~~4 法務大臣は、第一項の許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたときは、これを許可するものとする。この場合においては、第二項の規定を準用する。~~

~~5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間（前項の規定により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。）は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとする。~~

~~一 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の審査請求がなくて同条第二項の期間が経過したこと。~~

~~二 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の審査請求があつた場合において、当該審査請求が取り下げられ、又はこれを却下し若しくは棄却する旨の裁決があつたこと。~~

~~三 難民の認定がされた場合において、第六十一条の二の二第一項及び第二項の許可をしない処分があつたこと。~~

~~四 次条の規定により第一項の許可が取り消されたこと。~~

~~五 第六十一条の二第一項の申請が取り下げられたこと。~~

●~~第六十一条の二の五（仮滞在の許可の取消し）~~

~~法務大臣は、前条第一項の許可を受けた外国人について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。~~

~~一 前条第一項の許可を受けた当時同項第四号から第八号までのいずれかに該当し~~

~~ていたこと。~~

~~二 前条第一項の許可を受けた後に同項第五号又は第七号に該当することとなつたこと。~~

~~三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。~~

~~四 不正に難民の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。~~

~~五 第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。~~

●~~第六十一条の二の六（退去強制手続との関係）~~

~~一 第六十一条の二の二第一項又は第二項の許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。）を行わない。~~

~~二 第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。~~

~~三 第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一項の許可を受けていないもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過することとなつたもの（同条第五項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。）について、第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、同条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの事由に該当することとなるまでの間は、第五十二条第三項の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。）を停止するものとする。~~

~~四 第五十条第一項の規定は、第二項に規定する者で第六十一条の二の四第五項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたもの又は前項に規定する者に対する第五章に規定する退去強制の手続については、適用しない。~~

●~~第六十一条の二の七（難民の認定の取消し）~~

~~法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、その難民の認定を取り消すものとする。~~

~~一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。~~

~~二 難民条約第一条C（1）から（6）までのいずれかに掲げる場合に該当することとなつたこと。~~

~~三 難民の認定を受けた後に、難民条約第一条F（a）又は（c）に掲げる行為を行つたこと。~~

~~2—法務大臣は、前項の規定により難民の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書がその効力を失った旨を官報に告示する。~~

~~3—前項の規定により難民の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書及び又は難民旅行証明書の交付を受けている外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にこれらの証明書を返納しなければならない。~~

●~~第六十一条の二の八（難民の認定を受けた者の在留資格の取消し）~~

~~法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。~~

~~2—第二十三条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは「第六十一条の二の八第一項」と読み替えるものとする。~~

●~~第六十一条の二の九（審査請求）~~

~~次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。~~

~~一 難民の認定をしない処分~~

~~二 第六十一条の二第一項の申請に係る不作為~~

~~三 第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し~~

~~2—前項第一号及び第三号に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文の期間は、第六十一条の二第二項又は第六十一条の二の七第二項の通知を受けた日から七日とする。~~

~~3—法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たっては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かななければならない。~~

~~4—法務大臣は、第一項の審査請求について行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。~~

~~5—難民審査参与員については、行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。~~

~~6—第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用につい~~

ては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第三項	次条	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第一項
第二十三条	第十九条	入管法第六十一条の二の九第一項
第三十条第一項	前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）	入管法第六十一条の二の九第一項各号に掲げる処分又は不作為に対する意見その他の審査請求人の主張を記載した書面（以下「申述書」という。）
	反論書を	申述書を
第三十条第三項	反論書	申述書
第三十一条第一項ただし書	場合	場合又は申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民となる事由を包含していないことその他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが適当でないと認められる場合

第三十一条第二項	審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。	審理員が、あらかじめ審査請求に係る事件に関する処分庁等に対する質問の有無及びその内容について申立人から聴取した上で、期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、処分庁等を招集することを要しない。 一 申立人から処分庁等の招集を要しない旨の意思の表明があつたとき。 二 前号に掲げる場合のほか、当該聴取の結果、処分庁等を招集することを要しないと認めるとき。
第四十一条第二項第一号ロ	反論書	申述書
第四十四条	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	審理員意見書が提出されたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書	審理員意見書
第八十三条第二項	第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）	入管法第六十一条の二の九第一項

●第六十一条の二の十（難民審査参与員）

法務省に、前条第一項の規定による審査請求について、難民の認定に関する意見を

~~提出させるため、難民審査参与員若干人を置く。~~

~~2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第一項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。~~

~~3 難民審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。~~

~~4 難民審査参与員は、非常勤とする。~~

●~~第六十一条の二の十一（難民に関する永住許可の特則）~~

~~難民の認定を受けている者から第二十三条第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第三号に適合しないときであつても、これを許可することができる。~~

●~~第六十一条の二の十二（難民旅行証明書）~~

~~出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、出入国在留管理庁長官においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める場合は、この限りでない。~~

~~2 前項の規定により難民旅行証明書の交付を受ける外国人で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。~~

~~3 第一項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。~~

~~4 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六條第一項の規定による再入国の許可を要しない。~~

~~5 前項の場合において、出入国在留管理庁長官が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。~~

~~6 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。~~

~~7 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。~~

~~8 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。~~

~~9 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、出入国在留管理庁長官は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。~~

●~~第六十一条の二の十三（退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書等の返納）~~

~~本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手續において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。~~

●~~第六十一条の二の十四（事実の調査）~~

~~法務大臣は、難民の認定、補完的保護対象者の認定、第六十一条の二の二第一項若しくは第二項、第六十一条の二の三、第六十一条の二の四第一項若しくは第六十一条の二の五第一項若しくは第六十一条の二の四第一項の規定による許可、第六十一条の二の六第六十一条の二の五の規定による許可の取消し、第六十一条の二の七第二項の規定による許可、同条第四項の規定による許可の取消し、第六十一条の二の十第一項第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し、同条第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し又は第六十一条の二の十一第一項又は第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。~~

~~2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。~~

~~3 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。~~

第八章 補則

△~~第六十一条の二~~~~第六十一条の三~~（入国審査官）

入国者収容所及び地方出入国在留管理局に、入国審査官を置く。

2 入国審査官は、次に掲げる事務を行う。

一 上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理並びに出国命令についての審査を行うこと。

二 ~~第二十二~~条の四第二項（~~難民等保護法~~~~第十条第二項~~~~第六十一条の二の八第二項~~において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、~~第二十二~~条の四第三項ただし書（~~難民等保護法~~~~第十条第二項~~~~第六十一条の二の八第二項~~において準用する場合を含む。次条第二項第六号において同じ。）の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。

三 第十九条の三十七第一項及び第五十九条の二第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二の十四第一項に規定する事実の調査を行うこと。

四 第十九条の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに関係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

~~五 収容令書及び退去強制令書を発付すること。~~

~~五~~六 仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

~~六~~七 第五十五条の三第一項の規定による出国命令をすること。

3 地方出入国在留管理局に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その地方出入国在留管理局の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

△第六十一条の三第六十一条の三の二（入国警備官）

入国者収容所及び地方出入国在留管理局に、入国警備官を置く。

2 入国警備官は、次に掲げる事務を行う。

一 入国、上陸及び在留に関する違反事件を調査すること。

二 ~~仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。~~

三 入国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。

四 第十九条の三十七第一項及び第五十九条の二第一項に規定する事実の調査を行うこと。

五 第十九条の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに関係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

六 第二十二條の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。

3 前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。

4 入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定の適用については、警察職員とする。

5 入国警備官の階級は、別に政令で定める。

△第六十一条の四（武器の携帯及び使用）

入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

- 一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。
- 二 仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状~~收容令書又は退去強制令書~~の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

第六十一条の五（制服及び証票）

入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、法令に特別の規定がある場合のほか、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

- 2 前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、その者にこれを呈示しなければならない。
- 3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

○第六十一条の五の二（收容されていない退去強制対象者の生活に関する国及び地方公共団体の施策）

国及び地方公共団体は、收容されていない退去強制対象者（容疑者を含む。以下この条において同じ。）が、適切な医療、食事、住居その他の生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるときは、当該退去強制対象者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からその生活を営むために必要な手段を得られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、收容されていない退去強制対象者の生活に関する各般の問題につき適切な対応が図られるよう、当該退去強制対象者及びその家族、当該問題に対する対応を行っている民間の団体その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

△第六十一条の六（收容場）

地方出入国在留管理局に、仮上陸許可者收容許可状又は容疑者收容許可状~~收容令書~~の執行を受ける者を收容する收容場を設ける。

△第六十一条の七（被收容者の処遇）

入国者收容所又は收容場（以下「入国者收容所等」という。）に收容されている者（以下「被收容者」という。）には、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

- 2 被收容者には、適切な一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。
- 3 入国者收容所等においては、被收容者の心身の状況を常に適切に把握することに努め、被收容者の健康及び入国者收容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

~~4-3~~ 前二項に規定するもののほか、被収容者~~被収容者~~に対する給養は、適正でなければならない。入国者収容所等の設備は、衛生的でなければならない。

~~5-4~~ 入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）は、入国者収容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

~~6-5~~ 入国者収容所長等は、入国者収容所等の保安上必要があると認めるときは、被収容者の発受する通信を検査し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

~~7-6~~ 前各項に規定するものを除く~~ほか~~外、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第六十一条の七の二（入国者収容所等視察委員会）

法務省令で定める出入国在留管理官署に、入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとする。

第六十一条の七の三（組織等）

委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第六十一条の七の四（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

第六十一条の七の五（委員会の意見等の公表）

法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第六十一条の七の六（出国待機施設の視察等）

委員会は、第六十一条の七の二第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

△第六十一条の七の七（関係行政機関との関係）

出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に関連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

△第六十一条の八（関係行政機関の協力）

出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、警察庁、都道府県警察、海上保安庁、税関、公共職業安定所その他の関係行政機関に対し、出入国及び在留の管理並びに難民の認定に関する事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

第六十一条の八の二（住民票の記載等に係る通知）

市町村の長は、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知しなければならない。

△第六十一条の九（情報提供）

出入国在留管理庁長官は、出入国管理法出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局（以下この条において「外国出入国在留管理当局」という。）に対し、その職務（出入国管理法出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国出入国在留管理当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 出入国在留管理庁長官は、外国出入国在留管理当局からの要請があつたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は審判（以下この項にお

いて「捜査等」という。)に使用することについて同意をすることができる。

- 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
- 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
- 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 出入国在留管理庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

△第六十一条の九の二（送達）

第二十二條の四第三項又は第六項~~（第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）~~の規定による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住居地に送達して行う。

- 2 通常の見扱いによる郵便又は信書便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。
- 3 法務大臣は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足る記録を作成しなければならない。
- 4 交付送達は、入国審査官又は入国警備官が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
- 5 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。
 - 一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 同居の者であつて送達を受けるべき者に受領した書類を交付することが期待できるものに書類を交付すること。
 - 二 書類の送達を受けるべき者及び前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。
- 6 前各項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住居地が明らかでない場合には、法務大臣は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

~~ただし、第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二条の四第三項及び第六項の規定による書類の送達については、この限りでない。~~

- 7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を法務省の掲示場に掲示して行う。
- 8 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

△第六十一条の九の三（本人の出頭義務と代理人による届出等）

外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所から出頭して行わなければならない。

- 一 第十九条の七第一項、第十九条の八第一項若しくは第十九条の九第一項の規定による届出又は第十九条の七第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により返還される在留カードの受領 住居地の市町村の事務所
- 二 第十九条の十第一項の規定による届出、第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請又は第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局
- 三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項（第二十二条の二第四項~~（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。~~）若しくは第二十二条の二第二項~~（第二十二条の三において準用する場合を含む。）~~の規定による申請又は第二十条第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項~~（第二十二条の三において準用する場合を含む。）~~において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第二十二条の二第四項~~（第二十二条の三において準用する場合を含む。）~~において準用する場合を含む。）、~~第五十条第三項若しくは第六十一条の二の二第三項第一号~~の規定により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局
- 2 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項第一号又は第二号に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該外国人と同居するものが、当該各号の順位により、当該外国人に代わつてしなければならない。
 - 一 配偶者
 - 二 子
 - 三 父又は母
 - 四 前三号に掲げる者以外の親族

- 3 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。
- 4 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

△第六十一条の十（出入国在留管理基本計画）

法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国在留管理基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 出入国在留管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 本邦に入国し、在留する外国人の状況に関する事項
- 二 外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項
- 三 外国人の入国及び在留の管理に当たつての外国人の人権の尊重に関する事項

四 三 前三号前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関し必要な事項

- 3 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 4 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、出入国在留管理基本計画の変更について準用する。

第六十一条の十一

法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の出入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

第六十二条（通報）

何人も、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。

- 2 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当つて前項の外国人を知つたときは、その旨を通報しなければならない。
- 3 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由（仮釈放を除く。）により釈放されるとき、又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の処分を受けて退院するときは、直ちにその旨を通報しなければならない。
- 4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第

二十四条第一項第三号の処分を受けて少年院に在院している場合若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合において、当該外国人について仮釈放又は仮退院の許可決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

- 5 前四項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入国審査官又は入国警備官に対してしなければならない。

△第六十三条（刑事手続との関係）

退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、~~その者を収容しないときでも~~、その者について第五章（第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く。）の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）中「容疑者の出頭を求め」とあるのは、「容疑者とあるのは「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足る理由があるときは」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定に基き、退去強制令書が発付された場合には、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が終了した後、その執行をするものとする。但し、刑の執行中においても、検事総長又は検事長の許可があるときは、その執行をすることができる。
- 3 入国審査官は、第四十五条又は第五十五条の二第二項の審査に当たつて、容疑者が罪を犯したと信ずるに足る相当の理由があるときは、検察官に告発するものとする。

△第六十四条（~~身柄の引渡し~~身柄の引渡）

検察官は、第七十条の罪に係る被疑者を受け取つた場合において、公訴を提起しないと決定するときは、入国警備官による仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の提示を待つて収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければならない。

- 2 矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項の場合において、当該外国人に対し仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状収容令書又は退去強制令書の発付があつたときは、入国警備官による仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の提示を待つて収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、釈放と同時にその者を当該入国警備官に引き渡さなければならない。

△第六十五条（刑事訴訟法の特例）

司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、仮上陸許可者収容許可状又は容疑者収

~~容許可状が発付され、かつ収容令書が発付され、且つ、~~その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条（同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

- 2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならない。

第六十六条（報償金）

第六十二条第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基づいて退去強制令書が発付されたときは、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。但し、通報が国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、この限りでない。

第六十七条（手数料）

外国人は、次に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可
- 二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可
- 三 第二十二条第二項の規定による永住許可
- 四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む。）

第六十七条の二

外国人は、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け、第十九条の二第一項の規定により就労資格証明書の交付を受け、又は第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

●第六十八条

~~外国人は、第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受け、又は同条第七項の規定により難民旅行証明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、手数料を納付しなければならない。~~

- ~~2 前項に規定する手数料の額は、難民条約附属書第三項の定めるところにより、別に政令で定める。~~

△第六十八条の第六十八条の二（事務の区分）

第十九条の七第一項及び第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定に

より市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 出入国管理法に定めるもののほか、仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状及び退去強制対象者收容許可状の発付並びに失効に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六十九条（政令等への委任）

第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項（次項に規定する事項を除く。）は、法務省令（市町村の長が行うべき事務については、政令）で定める。

△第六十九条の二（権限の委任）

出入国管理法出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。ただし、第二条の三第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第七条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限については、この限りでない。

2 出入国管理法出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

△第六十九条の三（経過措置）

出入国管理法出入国管理及び難民認定法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

△第七十条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第二節の規定による許可を受けた者

三 第二十二条の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの

三の二 第二十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資

格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）で本邦に残留するもの

三の三 第二十二條の四第七項本文 ~~（第六十一條の二の八第二項において準用する場合を含む。）~~ の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

四 第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていと明らかに認められる者

五 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十條第六項（第二十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）を経過して本邦に残留する者

六 仮上陸の許可を受けた者で、第十三條第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

七 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可 又は遭難による上陸の許可、~~遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可~~ を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七の二 第十四條の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に出国しないもの

七の三 第十六條第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に帰船し又は出国しないもの

八 第二十二條の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十條第三項本文の規定又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第二項の規定による許可を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

九~~八の二~~ 第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

十~~八の三~~ 第五十五條の六の規定により出国命令を取り消された者で本邦に残留するもの

~~八の四 第六十一條の二の四第一項の許可を受けた者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの~~

~~九 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けた者~~

2 前項第一号又は第二号に掲げる者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するときも、同項と同様とする。

第七十條の二

前条第一項第一号から第二号の二まで、第五号若しくは第七号又は同条第二項の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免

~~除する。ただし、当該罪に係る行為をした後遅滞なく入国審査官の面前において、次の各号に該当することの申出をした場合に限る。~~

一 難民等保護法第二条第一項第三号に規定する条約難民又は同項第四号に規定する補完的保護対象者であること

~~一 難民であること。~~

~~二 その者の生命、身体又は身体が自由が難民条約第一条A（2）に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から、直接本邦に入つたものであること。~~

二 前号の条約難民又は補完的保護対象者に係る領域においてその生命、身体、身体が自由又はその他難民条約第一条A若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護された権利利益を害されるおそれがあることにより、当該罪に係る行為をしたものであること。

~~三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること。~~

第七十一条

第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮(こ)若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮(こ)及び罰金を併科する。

第七十一条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項又は第十九条の十六の規定による届出に関し虚偽の届出をした者

二 第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項又は第十九条の十三第三項の規定に違反した者

第七十一条の三

第十九条の二十一第一項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の十八第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

△第七十一条の五

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者
- 二 第十九条の九第一項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者
- 三 第十九条の十第一項、第十九条の十五（第四項を除く。）又は第十九条の十六の規定に違反した者
- 四 第五十二条第九項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理がなくて呼出しに応じないもの
- 五 第五十二条第十一項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
- 六 第五十三条の二第三項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

△第七十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状~~收容令書又は退去強制令書~~によつて身柄を拘束されている者で逃走したもの
- 二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの
- ~~三 一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、第十八条の二第四項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したもの~~
- ~~四 第五十二条第六項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの~~
- ~~五 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したもの~~
- ~~六 第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの~~
- ~~七 第六十一条の二の七第三項又は第六十一条の二の十三の規定に違反して難民認定証明書又は難民旅行証明書を返納しなかつた者~~
- ~~八 第六十一条の二の十二第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの~~

第七十三条

第七十条第一項第四号に該当する場合を除き、第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金

を併科する。

第七十三条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2 前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

- 一 当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。
- 二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第二項の許可を受けていないこと。
- 三 当該外国人が第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで、第九号若しくは第十号又は難民等保護法第六十九條第三号若しくは第四号又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

第七十三条の三

行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 2 偽造又は変造の在留カードを行使した者も、前項と同様とする。
- 3 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。
- 4 前三項の罪の未遂は、罰する。

第七十三条の四

行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五

第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の六

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 他人名義の在留カードを行使した者

二 行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した者

三 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者

2 前項（所持に係る部分を除く。）の罪の未遂は、罰する。

第七十四条

自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けな
いで、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に
上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ。）を本邦に入らせ、又は上
陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰
金に処する。

3 前二項の罪（本邦に上陸させる行為に係る部分に限る。）の未遂は、罰する。

第七十四条の二

自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内にお
いて上陸の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処
する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処
する。

第七十四条の三

第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶
等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、そ
の用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。

第七十四条の四

第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若
しくは一部を收受し、又はその收受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させ
た者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しく
は一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、蔵匿し、
若しくは隠避させた者も、同様とする。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰
金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十四条の五

前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又
は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六

営利の目的で第七十条第一項第一号若しくは第二号に規定する行為（以下「不法入
国等」という。）又は同項第二号の二に規定する行為の実行を容易にした者は、三年

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

△第七十四条の六の二

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から~~難民旅行証明書~~、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者
 - 二 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、次に掲げる文書を所持し、提供し、又は收受した者
 - イ 旅券（旅券法第二条第一号及び第二号に規定する旅券並びに同法第十九条の三第一項に規定する渡航書を除く。以下この項において同じ。）、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書
 - ロ 当該不法入国等を実行する者について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書
 - 三 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から~~難民旅行証明書~~、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者
 - 四 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、次に掲げる文書を所持し、又は收受した者
 - イ 旅券、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書
 - ロ 自己について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書
- 2 営利の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六の三

前条の罪（所持に係る部分を除く。）の未遂は、罰する。

第七十四条の七

第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十三条の三から第七十三条の六まで、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）、第七十四条の三並びに前三条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条の八

退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。

△第七十五条

第十条第十項（第四十五条第二項及び第十条第五項（第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなくて出頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十五条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを受領しなかつた者
- 二 第二十三条第三項の規定に違反して在留カードの提示を拒んだ者

第七十五条の三

第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを携帯しなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第一項の規定に違反した者
- 二 第二十三条第三項の規定に違反して旅券、乗員手帳、特定登録者カード又は許可書の提示を拒んだ者

第七十六条の二（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二若しくは第七十四条から第七十四条の六までの罪、第七十四条の六の二（第一項第三号及び第四号を除く。）の罪若しくはその未遂罪又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十七条（過料）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十六条の規定に違反して入国審査官の行う審査その他入国審査官の職務の執行を拒み、又は妨げた者
- 一の二 第五十六条の二の規定に違反して、外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書の確認をしないで当該外国人を本邦に入らせた者
- 二 第五十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定に違反して報告をせず、又は同条第四項から第七項まで若しくは第九項前段の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 三 第五十八条の規定に違反して上陸することを防止しなかつた者
- 四 第五十九条の規定に違反して送還を怠つた者

第七十七条の二

第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定

による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第七十七条の三

第六十一条の九の三第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項若しくは第十九条の十第一項の規定による届出、第十九条の七第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により返還され、若しくは第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される在留カードの受領又は第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第三項の規定による申請をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

第七十八条（没収）

第七十条第一項第一号、第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四の犯罪行為の用に供した船舶等又は車両で、犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。ただし、その船舶等又は車両が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 第七十条第一項第一号、第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四の犯罪が行われることをあらかじめ知らないでその犯罪が行われた時から引き続きその船舶等又は車両を所有していると認められるとき。
- 二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情を知らないでその船舶等又は車両を取得したと認められるとき。

附則

（施行期日） 1 〔略〕

（廃止する政令） 2 〔略〕

（経過規定） 3～5 〔略〕

●（他の政令の改正） 6

~~外国人登録令の一部を次のように改正する。~~

○（在留資格に係る許可の特例） 6～18

6 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正法による改正前の第二十四条各号のいずれかに該当する外国人で定住者の在留資格の取得を希望するものは、法務省令で定める手続により、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、法務大臣に対し次項に規定する許可を申請することができる。

7 法務大臣は、前項の申請をした外国人が施行日の前日において次の各号のいずれにも該当するときは、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。

イ 本邦に継続して在留している期間が十年を超えていること。

ロ 本邦に在留している期間の年数が年齢に相当する年数に三分の二を乗じて得た年数を超えていること。

ハ 本邦に継続して在留している期間が三年を超え、かつ、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と性別を同じくする者であつてその者と婚姻関係に準ずる関係をなすことを合意した旨の契約（公正証書によりするものその他これに類するものとして法務省令で定めるものに限る。）を締結したものを含む。）、子、孫、祖父母又は兄弟姉妹が次のいずれかに該当していること。

(1) 日本人

(2) 改正法による改正前の別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者

(3) イ又はロに該当する者

(4) 特別永住者

ニ 本邦に継続して在留している期間が一年を超え、かつ、その者の父母がハからまでのいずれかに該当していること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事由に該当すること。

二 改正法による改正前の第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハ、ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合を除く。）、ホ及びヌからヨまで、第四号の三、第四号の四並びに第十号のいずれにも該当しないこと。ただし、法務省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

三 改正法による改正前の第二十四条第四号ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合に限る。）及びトからリまでのいずれにも該当しないこと。ただし、その者が犯した罪により同号ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合に限る。）又はトからリまでのいずれかに該当することとなつた場合において、その罪により、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金の刑に処せられたとき又は無期若しくは三年を超える懲役若しくは禁錮若しくは三百万円を超える罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくは刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 刑法第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

ロ 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ハ 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処

せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

ニ 無期又は七年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

8 法務大臣は、前項第四号ハの認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

9 法務大臣は、附則第七項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となる時 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付

10 附則第七項の規定による許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

11 附則第七項の規定による許可を受けた者（以下「特例許可者」という。）が当該許可の効力の生ずる時までに第七十条第一項第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第十号まで若しくは第七十二条第二号、改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法による改正前の第七十条第一項第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第八号の三まで若しくは第七十二条第二号又は難民等保護法第六十九条第二号から第四号までの罪を犯した者であるときは、その刑を免除する。

12 特例許可者については、当該特例許可者が施行日の前日において改正法による改正前の第二十四条各号のいずれかに該当する行為を行い、かつ、附則第七項の規定による許可の効力の生ずる時までに当該行為を引き続き行つていたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。）を行わない。

13 法務大臣は、特例許可者が附則第七項の規定による許可の効力の生ずる時以後に死刑、無期若しくは三年を超える懲役若しくは禁錮若しくは三百万円を超える罰金の刑に処せられ、又は刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すものとする。

14 法務大臣は、特例許可者について、偽りその他不正の手段により附則第七項各号のいずれにも該当するものとして同項の規定による許可を受けた事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

1 5 第二十二條の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は、前二項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは「附則第十三項又は附則第十四項」と読み替えるものとする。

1 6 附則第六項の申請をした外国人に対する出入国管理法の規定の適用については、第十九条の八第一項中「又は第五十条の二第一項」とあるのは「、第五十条の二第一項又は附則第七項」と、第二十二條の四第一項第八号中「若しくは第五十条の二第一項」とあるのは「、第五十条の二第一項若しくは附則第七項」と、第二十四条第二号の四中「第二十二條の四第七項本文（）」とあるのは「第二十二條の四第七項本文（附則第十五項及び）」と、第五十九条の二第一項中「若しくは第五十条の二第一項」とあるのは「、第五十条の二第一項若しくは附則第七項」と、第六十一条の二第二項第二号中「第二十二條の四第二項（）」とあるのは「第二十二條の四第二項（附則第十五項及び）」と、「第二十二條の四第三項ただし書（）」とあるのは「第二十二條の四第三項ただし書（附則第十五項及び）」と、第六十一条の九の二第一項中「又は第六項」とあるのは「又は第六項（附則第十五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「できる。」とあるのは「できる。ただし、附則第十五項の規定による書類の送達については、この限りでない。」と、別表第二中「第四十七条の二」とあるのは「第四十七条の二、附則第七項」とする。

1 7 附則第六項から前項までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

1 8 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

一 偽りその他不正の手段により、附則第七項の規定による許可を受けた者

二 附則第十五項において準用する第二十二條の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

○（検討） 1 9

政府は、外国人の我が国における生活の安定に資するよう、就労に必要な在留資格に係る制度等の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

△別表第一（第二條の二、第二條の五、第五條、第七條、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、第十九條の三十六、第二十条の二、~~第二十二條の三~~、第二十二條の四、第二十四条、~~第六十一条の二の二~~、~~第六十一条の二の八~~関係）
（略）

△別表第二（第二條の二、第七條、~~第二十二條の三~~、第二十二條の四、~~第四十七條の二~~、~~第六十一条の二の二~~、~~第六十一条の二の八~~関係）

(略)